

農家の皆様へ 農林課からのお知らせ

大雪対応産地緊急支援事業

表面

令和6年12月以降の豪雪による、果樹産地の被害復旧に向け、国の支援策が示されましたので、希望される方はお申込みください。

なお、申請にあたっては、農林課が発行する「被害証明書」が必要になりますので、被害樹の写真及び被害農地の所在地が分かるもの（固定資産税の納税通知書等）を持参のうえ、併せて手続きをお願いします。

1 主な支援の内容（対象期間：令和7年春植え＜実施済み分＞・令和8年春植え＜計画分＞）

- ①同一品種への改植、一本単位の改植 17万円/10a（普通樹）、33万円/10a（わい化）
- ②改植に伴う幼木の管理の取組に必要な経費（未収益期間の支援） 22万円/10a
- ③被災樹体を活用しながらの漸進更新※ 15万円/10a（普通樹）、32万円/10a（わい化）

※被災樹を残しつつ、補植を進める手法

【事業活用のイメージ】

（例）普通樹で改植する面積が5.4aの場合（樹間6m×6m×15本=540㎡）

○改植支援分 定額17万円/10a以内 →5.4aだと91,800円…①

○未収益分（4年間） 定額22万円/10a以内 →5.4aだと118,800円…② ⇒①と②を合わせて210,600円の支援が受けられます。

2 支援の要件

- ア 認定農業者または樹園地面積が50a以上の農業者で実施面積の合計が概ね2a以上あること
- イ 果樹共済又は収入保険に加入しているか、今後加入する意向が確認されること
- ウ 令和6年から7年の大雪による被害を受けたことを証明できること（被害樹の写真により確認します）

3 その他の支援

甚大な被害を受けた園地（8割減収）に関しては、改植までの病害まん延の防止に向けた取組に対する支援もあります。詳しくは農林課にお問合せください。

4 説明会の開催について

以下の日程で、事業に関する説明会を開催しますので、お気軽にご参加ください。

地域	日時	場所
平賀	8月8日（金）18：30～19：30	新屋多目的集会所（新屋）
	8月12日（火）18：30～19：30	鳥海会館（沖館）
	8月19日（火）18：30～19：30	唐竹多目的集会所（唐竹）
	8月20日（水）18：30～19：30	広船地区構造改善センター（広船）
	8月21日（木）18：30～19：30	尾崎多目的集会施設（尾崎）
尾上	8月18日（月）18：30～19：30	平川市尾上農村環境改善センター さるか荘（猿賀）
碓ヶ関	8月22日（金）18：30～19：30	碓ヶ関公民館（碓ヶ関）

※指定の日時以外でも、農林課で随時説明（平日8：15～17：00）を行います。

5 事業の申込期限

令和7年8月29日（金）

●問合せ・申込先

平川市農林課生産振興係 TEL 0172-55-5718（直通）

裏面もあります